

7月の相談窓口ーお気軽にご相談くださいー相談は全て無料です

相談	日時		相談場所
人権相談	人権擁護委員が、皆さまの人権に関する相談をお受けします。直接、相談場所へお越しください。 問 =住民人権課 (☎ 739-3402)		
	13日(月)	午後1時30分~3時30分	吉川支所
消費生活相談	消費生活相談員が、消費生活トラブルにかかる相談をお受けします。電話または相談場所へお越しください。 問 =住民人権課 (☎ 739-3402)		
	毎週月・火・木曜日	午前10時~正午、午後1時~4時	役場本庁
生活人権相談	人権に関する問題や、配偶者や恋人からの暴力、生活に関する悩みごとなどの相談をお受けします。 問 =ふれあい文化センター (☎ 739-0370)		
	毎週月・金曜日	午前9時~午後5時 (※施設休館時は休止)	ふれあい文化センター
ひとり親家庭などの相談(要申込み)	就労支援、子育て支援、養育費、離婚前などの相談を、大阪府母子自立支援員がお受けします。電話相談は随時お受けします。 申 =箕面子ども家庭センター生活福祉課 (☎ 737-6878) 問 =福祉相談支援室 (☎ 738-7770)		
障害者(福祉サービス)相談(要申込み)	申 =福祉相談くすのき (☎ 752-1831) 問 =福祉相談支援室 (☎ 738-7770)		
	1日(水)	午後1時~4時	保健福祉センター
認知症・介護相談	物忘れ、受診ににくい、受診したがこれからどうしたらいいか迷っているなど、認知症について、本人や家族からの相談をお受けします。 問 =健康増進課 (☎ 738-3813)		
	毎月第1火曜日(要予約)	午後2時~4時(1人30分程度)	保健福祉センター
行政相談(要申込み)	国の行政全般について行政相談員が相談や意見・要望を受け付け、公正・中立な立場から関係行政機関に必要なあっせんを行います。 問・申 =総合政策課 (☎ 739-3412)		
	相談日 15日(水)	申込み締切日 10日(金)	午前10時~正午 役場本庁
法律相談(要申込み)	多重債務、訪問販売などの消費者被害、離婚やDVなどの夫婦関係、児童虐待、遺産相続などの法律的な事柄について、大阪弁護士会所属弁護士が相談をお受けします。 問・申 =総合政策課 (☎ 739-3412)		
	相談日 14日(火)	申込み締切日 10日(金)	午後1時~4時 (1人30分) 吉川支所 または電話相談
	28日(火)	24日(金)	
障害者雇用相談	就労支援コーディネーターが、就労支援相談をお受けします。 申 =豊能北障害者就業・生活支援センター (☎ 723-3818) 問 =農林商工課 (☎ 739-3424)		
	15日(水)	午後1時~5時	保健福祉センター
教育相談	学習や進路・学校生活の悩み、進学資金など、教育全般についての相談を、教育専門主事がお受けします。電話相談も受け付けています。 問 =西公民館 教育相談室 (☎ 738-5399) または義務教育課 (☎ 739-3427)		
	毎週火・水・金曜日	午前9時~正午 午後1時~5時	西公民館(教育相談室)、または教育相談窓口(豊能町役場1階)
	第2土曜日		西公民館(教育相談室)
第4土曜日	中央公民館(教育相談室)		
児童家庭相談	・養護や育成に関することについて 問 =こども育成課 (☎ 739-3432) ・児童虐待に関することについて 問 =福祉課 (☎ 739-3420) (電話相談も受け付けています。)		
	「ここそら」：子育てなどの相談を臨床心理士がお受けします。 問 =健康増進課 (☎ 738-3813)		
お困りごと相談	身近なことで相談したいときは、担当の民生委員・児童委員をご紹介します。 問 =福祉課 (☎ 739-3420)		
	17日(金)	午前10時~午後4時	保健福祉センター

町の木/スギ 町の花/タンポポ 町の鳥/ウグイス 町の面積



34.34km²

	人口	男	女	世帯数	
人の動き	R8.5月末日	17,304人	8,231人	9,073人	8,540世帯
	前月比	-40人	-27人	-13人	-4世帯
	転入等	転出等	出生	死亡	
	人口前月比の内訳	20人	43	2人	19人